



平成25年 1月 11日

環境省福島環境再生事務所

所長 大村 卓 殿

日本国土開発株式会社
平成24年度 南相馬市公的施設等拠点施設に係る
緊急除染実施業務
現場代理人  

不適切な除染の有無に係る調査結果について

標記の件、平成24年5月22日から開始した本業務において外部からの不適切な除染に関する通報及び内部の調査においても工事着手から現時点において不適切な事例はありませんでした。

これは、協力会社、作業員を積極的に地元南相馬市から採用し、常に除染効果を確認(放射線測定)しながら誠実に施工を行ったためと考えております。具体的には、下記のように対応いたしました。

1. 除染業務に対する外部からの苦情処理について

1.1 現場体制

- ①除染作業中の現場には、必ず元請職員を配置し外部からの苦情や要望があった場合には、現場代理人又は監理技術者に必ず連絡し判断を仰ぐようにしています。特に個人の判断による行動は絶対に行わないよう指導徹底しています。
- ②現場代理人、監理技術者は毎日適時巡回を実施し、元請職員や協力業者社員に対して外部からの苦情や要望事項の有無を確認するようにしています。
- ③作業中は作業箇所に連絡先を明記した工事看板を設置し、外部からの通報に速やかに対処できるようにしています。
また、別に施工体系図を貼った看板を設置してどのような業者で除染作業が行われているかを明確にしています。
- ④毎日15:00から協力会社との作業打合せ及び17:00から職員の夕礼を実施して苦情や要望等の有無を再確認しています。

1.2 苦情処理体制

- ①工事看板に明記した連絡先となっている作業所事務所には事務方職員を配置し外部からの通報があった場合には現場代理人に連絡する体制にし、速やかに環境省に通知するよう徹底しています。
- ②現場の元請職員や協力会社の指揮者からの連絡も現場代理人に先ず行い窓口の一本化を徹底しています。

2. 除染業務についての指導及び教育について

2.1 元請職員

- ①除染特別教育及び作業の変わり目の作業手順周知会を実施し除染に関する基本的な知識や作業の流れ及び作業方法等を理解させ現場業務に就かせるようにしています。
- ②今まで経験してきた一般的な工事とは異なり、被災された地域住民の感情や復興に対する思いを配慮した業務となるので地元関係各所や地域住民とのコミュニケーションを図り協力を得られるような施工を行う重要性を認識、理解するよう指導しています。

2.2 協力会社社員及び作業員

- ①新規の作業場入場者に新規入場者教育、除染特別教育を実施し除染業務の目的・意義・特異性等を認識させています。
- ②新規の作業開始前に作業手順周知会を元請職員、協力会社社員・作業員参加のもと実施して細部にわたり作業方法や管理について教育確認を行っています。
- ③放射性物質という見えない物に対するスクリーニングによる放射性物質の拡散防止や施工中のモニタリングの重要性を理解させ、作業に活かせるよう教育しています。施工中モニタリングの実施状況や結果を作業員に見せ、これらの重要性を認識させることにより除染業務の意識向上を図っています。

3. 不適切な施工の有無の確認について

3.1 現場確認

除染業務実施中は、除染箇所元請社員及び協力会社の作業指揮者を配置し不適切な行為を作業員が行っていないか監視する体制をしいています。

協力会社の作業指揮者はモデル実証事業で除染業務を経験しているものから専任して配置しています。

現場代理人または監理技術者は毎日適時巡視を行い施工状況等をチェックしています。また、当社ISO様式に従って工事チェックシートにより最終確認を行っています。

3.2 打合せ時確認

毎日15:00から協力会社との作業打合せ及び17:00から職員の夕礼を実施して施工確認をしています。

3.3 施工写真確認

毎日その日撮影した施工写真を整理チェックし不適切な状況の有無を確認しています。

3.4 現状

元請社員及び協力会社に不適切な事例があったか再確認しましたがそのような事例はありませんでした。

4. その他

4.1 ロータリードライヤ(低熱処理減容化設備)について

仮置場の確保が大変難しい中、除去物の減容化は最大の命題であり当社は放射性Csの気化を抑制し拡散防止を図るためロータリードライヤで除草材を低熱処理し減容化してきました。

ロータリードライヤを設置した小高浄化センター敷地内は焼却をしてはいけない地域になっており消防署に焼却炉ではないということを十分説明し、現地視察により理解を得て設置届を提出し減容化を行うことができ、より確実な除染を実施できたと考えております。

4.2 高圧洗浄水飛散(水しぶき)について

高圧洗浄水の跳ね返りによる飛散での放射性物質拡散は施工前に検討事項に上がっており、当社はノズル先端への飛散防止カバーの取付やサーフェイス+バキュームによる除染水の即時回収を行いました。サーフェイスによる飛散防止即時回収は瓦屋根など凹凸のあるものには使用できず、飛散防止カバーにより飛散防止に努めたが僅かに霧状の水が漏れ別途飛散防止シートによる養生を行う必要があり作業が煩雑化したと考えております。

4.3 全ての除染水回収について

除染作業に伴う放射性物質拡散防止の観点において全ての除染水の回収を目指して本業務を行ってきました。具体的にはブルーシート、透明シートにより地面を全面養生して流出防止を図り、除染水を回収しましたが予想以上に作業時間を要し養生に使用したシート類は廃棄物となってしまう、除染水回収の難しさを痛感しました。

後工程で表土削り取りがある場合には多少の水しぶき等は許容することが必要であると考えております。

4.4 モニタリングについて

放射性物質という見えない物質に対して事前事後モニタリングはもとより施工中のモニタリングを重視し実施してきたことにより汚染状況、ホットスポットの確認、除染効果確認を末端の作業員まで周知できたことは、除染作業に大きな効果をもたらしました。

具体的には、ホットスポットがどのような水の流れて発生するのか、きちんとした除染をしたらどのような除染効果が現れるのか等を実感させることができたと感じております。

4.5 最後に

地元企業、地元で被災された方を積極的に雇用し自らの現場を地元の監視下に置くことにより結果的に地域住民の信頼、協力を得ることができたと感じております。

今後も先行除染で築くことができた地域のネットワークを生かし決して諦めず対処していきたいと考えております。